

○鴻巣市建設工事等電子入札実施要綱

平成16年3月4日市長決裁

改正

平成18年3月14日市長決裁

平成19年3月23日市長決裁

平成20年3月18日市長決裁

平成22年11月24日市長決裁

平成28年3月23日市長決裁

平成29年3月24日市長決裁

令和元年9月27日市長決裁

令和4年3月4日市長決裁

令和4年3月4日市長決裁

令和5年3月8日市長決裁

令和7年3月27日市長決裁

令和7年6月3日市長決裁

令和7年12月8日市長決裁

鴻巣市建設工事等電子入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鴻巣市契約規則（昭和39年鴻巣市規則第6号。以下「規則」という。）第12条の2及び第13条の4の規定に基づき、市が発注する鴻巣市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成17年鴻巣市告示第87号）第1条に定める建設工事等の契約及び鴻巣市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規程（令和6年鴻巣市告示第216号）第1条に定める物品売買等の契約のうち、一般競争入札及び指名競争入札に係る手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う場合において、規則に定めるものほか必要な事項を定めるものとする。

(電子入札の対象)

第2条 電子入札により入札手続を行う契約は、次のとおりとする。

- (1) 設計金額が200万円を超える建設工事の請負及び物品の製造の請負
- (2) 設計金額が100万円を超える建設工事に係る設計、調査及び測量の業務委託、道路、河川、苑地及び上下水道の維持管理等の業務委託並びに清掃、警備等役務の提供に係る業務委託

- (3) 設計金額が150万円を超える財産の買入れ
 - (4) 設計金額が80万円を超える物件の借入れ
 - (5) 設計金額が50万円を超える財産の売払い
- (適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、電子入札によらず、紙による入札手続を行うものとする。

- (1) 電子入札システムのシステム改修、メンテナンス等により、相当な期間のシステム停止が予想される場合
- (2) 電子入札システムに不慮の障害等が発生し、入札手続が遅延することにより、建設工事の請負等の契約期間の確保が困難となる場合
- (3) その他市長が必要と認めた場合

(入札保証金)

第4条 電子入札による場合は、入札に参加しようとする者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により市長が必要と定めた資格を有するもので、落札した場合に契約を結ばないこととなるおそれがないものと認められるときは、規則第7条の規定にかかわらず、入札保証金を免除することができる。

2 入札保証金を免除した者が落札者となった場合において、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収するものとする。

(予定価格等の登録)

第5条 電子入札による場合は、開札を行う前に、次に掲げる金額を電子入札システムに登録するものとする。

- (1) 規則第8条の規定により定められた予定価格に110分の100を乗じて得た額
- (2) 鴻巣市建設工事等最低制限価格制度実施要綱（平成21年4月15日市長決裁）第4条若しくは鴻巣市設計等業務委託最低制限価格制度実施要綱（令和5年3月8日市長決裁）第3条の規定により定められた最低制限価格に110分の100を乗じて得た額又は鴻巣市低入札価格調査実施要綱（平成28年鴻巣市告示第146号）第4条の調査基準価格に110分の100を乗じて得た額

(入札書)

第6条 入札書は、電子入札による場合は、あらかじめ指定する日時までに電子入札システムにより提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、鴻巣市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第3条第10

項ただし書又は鴻巣市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規程第3条第2項第4号の規定により市長が特別な事情があると認めた者は、指定された日時までに入札書（様式第1号）を市長に提出することにより入札に参加することができる。この場合において、代理人をして入札を行わせるときは、委任状（様式第2号）を併せて提出しなければならない。

（入札の無効）

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 電子入札システムにより提出された入札書に電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第13条の電子証明書等をいう。）が添付されていない場合
- (2) 入札金額見積内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めた場合（前条第2項前段の規定の適用がある場合を除く。次号において同じ。）において、電子入札システムにより指定された日時までに内訳書が提出されなかった場合
- (3) 内訳書の提出を求めた場合において、電子入札システムにより提出された内訳書の記載事項に誤りのある場合又は内訳書に記載すべき事項が欠けている場合。ただし、明らかに軽微な誤記であると認められる場合は、この限りでない。

（入札の保留等）

第8条 内訳書の確認時に疑義があり、談合の疑いが認められる場合は、入札を保留し、鴻巣市談合情報対応要領（平成15年8月21日市長決裁）に基づき処理するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月14日市長決裁）

この要綱は、平成18年3月14日から施行する。

附 則（平成19年3月23日市長決裁）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月18日市長決裁）

改正

令和4年3月4日市長決裁

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月24日市長決裁）

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日市長決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日市長決裁）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月27日市長決裁）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月4日市長決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月4日市長決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月8日市長決裁）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月27日市長決裁）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月3日市長決裁）

この要綱は、令和7年6月5日から施行する。

附 則（令和7年12月8日市長決裁）

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）